

矢作川水系ダム洪水調節機能協議会 規約

(名称)

第1条 河川法（昭和39年法律第167号）第51条の2に基づくダム洪水調節機能協議会として、「矢作川水系ダム洪水調節機能協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、昨今の水害の激甚化・頻発化に鑑み、緊急時において既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用して水害の発生の防止等が図られるよう、今後、河川管理者、関係利水者の密接な連携の下、事前放流の取組をより効果的に実施する必要があることから、洪水調節機能の向上の取組の継続・推進を図ることを目的とする。

(協議会の対象ダム)

第3条 協議会は、矢作川水系における、矢作ダム、雨山ダム、木瀬ダム、越戸ダム、矢作第二ダム、黒田ダム、富永ダム及び羽布ダムを対象とする。

(協議会の組織)

第4条 協議会は、河川管理者と全てのダム管理者及びダム関係者のうち、別表－1に掲げる委員をもって構成する。

- 2 協議会には会長を置くものとし、会長は中部地方整備局豊橋河川事務所長をもってこれに充てる。
- 3 会長は、協議会を代表して会務を総括し、必要と認めるときは協議会を招集するものとする。
- 4 委員は、協議会に出席出来ない場合には代理の者を出席させることが出来るものとする。
- 5 協議会は、第1項によるもののほか、協議会委員の同意を得て、必要に応じて委員以外の者の出席を要請することが出来る。

(協議会の実施事項)

第5条 協議会において実施する事項は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 事前放流を実施するための河川管理者と関係利水者との間で締結される治水協定の締結や見直しに必要な協議。
- 二 河川管理者とダム管理者との間の情報網の整備に必要な協議。
- 三 事前放流の実施に必要なダムとの操作の操作規程等への反映に必要な協議。
- 四 利水容量を洪水調節に最大限活用するための工程表の作成や見直し及び工程表に基づく施設改良等の取組に必要な協議。
- 五 更に効果的に事前放流を実施するために必要となる降雨の予測精度の向上等に向けた技術・システム開発に必要な協議。
- 六 円滑な取り組みを実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項に関する情報共有。
- 七 治水協定に記載した取り組みの進捗状況のフォローアップ。
- 八 その他、洪水調節機能の向上に必要な協議。

2 協議会の取り組みは、大規模氾濫減災協議会と連携して進めるものとする。

(幹事会)

第6条 協議会の円滑な運営を行うため、協議会の下に幹事会を置き、協議会の運営に必要な情報交換・各種調整を行う。

2 幹事会は、別表－2に掲げる幹事をもって構成する。

3 幹事会には幹事長を置くものとし、幹事長は中部地方整備局豊橋河川事務所副所長をもってこれに充てる。

4 幹事長は、必要に応じて幹事会を招集し、議事運営を行う。

5 幹事は、幹事会に出席出来ない場合には代理の者を出席させることが出来るものとする。

6 幹事会は、第2項によるもののほか、幹事会幹事の同意を得て、必要に応じて幹事以外の者の出席を要請することが出来る。

(事務局)

第7条 協議会及び幹事会の庶務を行うため、事務局を置く。

2 事務局は、中部地方整備局豊橋河川事務所が務める。

(会議の公開)

第8条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、協議内容によっては、予め委員の意見を聴いた上で、非公開とすることができる。

2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより、公開と見なす。

(協議会資料等の公表)

第9条 協議会に提出された資料等については、個人情報等公表が適切でない資料等で協議会において非公表とされたものを除き、速やかに公表するものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

(雑則)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会に諮って定めるものとする。

(附則)

第11条 委員又は幹事は、所属する機関の判断により随時変更することができるものとする。

2 委員又は幹事の変更を行った機関は、速やかに変更内容を事務局に連絡するものとし、連絡を受けた事務局はその内容を速やかに他の機関に周知するものとする。

第12条 本規約は、令和2年4月20日から施行する。

(一部改定) 令和3年9月22日

別表－１

矢作川水系ダム洪水調節機能協議会

組織名	委員	備考
国土交通省中部地方整備局豊橋河川事務所	事務所長	河川
国土交通省中部地方整備局矢作ダム管理所	管理所長	ダム管理者
愛知県建設局	河川課長	河川 ダム管理者
岐阜県県土整備部	河川課長	河川
農林水産省東海農政局農村振興部	地方参事官	
愛知県農林基盤局農地部 愛知県西三河農林水産事務所 愛知県西三河農林水産事務所羽布ダム管理所	農地計画課長 用水管理課長 管理所長	ダム管理者
愛知県企業庁水道部	水道計画課長	
愛知県建設局	水資源課長	
豊田市上下水道局	上水運用センター所長	
岡崎市上下水道局	上下水道部長	
中部電力株式会社再生可能エネルギーカンパニー 愛知水力センター	越戸水力制御所 所長	ダム管理者
明治用水土地改良区	事務局長	
豊田土地改良区	事務局長	
矢作北部土地改良区連合	事務局	
矢作川沿岸土地改良区連合	事務局長	
矢作南部土地改良区連合	事務局長	

規約第４条第５項の規定による委員以外の者

組織名	役職	備考
気象庁名古屋地方气象台	防災管理官	

別表－２

矢作川水系ダム洪水調節機能協議会 幹事会

組織名	幹事	備考
国土交通省中部地方整備局豊橋河川事務所	副所長	河川
国土交通省中部地方整備局矢作ダム管理所	管理係長	ダム管理者
愛知県建設局	河川課 課長補佐 河川課 課長補佐	河川 ダム管理者
岐阜県県土整備部	技術管理監	河川
農林水産省東海農政局農村振興部	設計課長	
愛知県農林基盤局農地部 愛知県西三河農林水産事務所 愛知県西三河農林水産事務所羽布ダム管理所	農地計画課 課長補佐 用水管理課 課長補佐 管理所長代理	ダム管理者
愛知県企業庁水道部	水道計画課 課長補佐	
愛知県建設局	水資源課 課長補佐	
豊田市上下水道局	上水運用センター副所長	
岡崎市上下水道局	水道浄水課 副課長	
中部電力株式会社再生可能エネルギーカンパニー 愛知水力センター	業務課 副長	ダム管理者
明治用水土地改良区	用水課長	
豊田土地改良区	工務課長補佐	
矢作北部土地改良区連合	事務局	
矢作川沿岸土地改良区連合	事務局長補佐	
矢作南部土地改良区連合	事務局長	

規約第６条第６項の規定による幹事以外の者

組織名	役職	備考
気象庁名古屋地方気象台	防災管理官	